

②緑地の変遷

旧宇都宮市域（旧上河内町・旧河内町との合併前，31,216ha）における緑地面積は16,827.8haであり，緑地率※で見ると平成7（1995）年の49.8%から平成20（2008）年には53.9%に増加しました。

都市公園は，第1次計画策定時の平成11（1999）年には395.0haでしたが，平成20（2008）年では500.2haとなり，約1.3倍に増加しました。公共施設緑地は256.0haから688.5haとなり，約2.7倍に増加しています。地域制緑地は，多少の変化はあるものの，大きな面積の増減はありません。

平成20（2008）年3月現在の市域における緑地面積は22,750haであり，旧上河内町・旧河内町との合併で市域面積が拡大したことに伴って，市内の緑地面積は5,922.2ha増加しました。

※ 旧上河内町，旧河内町については，緑被率調査を実施しておらず，変遷を追うことができないため記載していない。

旧宇都宮市の緑地の変遷

大区分	中区分	小区分	緑地面積 (ha)		
			平成7年 (1995年)	平成11年 (1999年)	平成20年 (2008年)
施設緑地	都市公園	都市公園	287.2	395.0	500.2
	都市公園以外	公共施設緑地	256.0	256.0	688.5
		民間施設緑地	7.6	7.6	—
小計			550.8	658.6	1,188.7
地域制緑地等	法による地域	風致地区	236.3	236.3	236.3
		自然公園	(1,273.6)	(1,273.6)	(1,880.0)
		農用地区域	7,343.0	7,343.0	7,882.6
		河川区域	1,200.0	1,200.0	1,372.7
		保全林区域	(472.0)	(472.0)	(410.7)
		地域森林計画対象民有林	5,754.0	5,537.0	5,496.5
		国有林・県有林	459.0	459.0	501.5
		史跡・名勝・天然記念物等	(4.4)	(4.4)	(49.0)
	協定	緑地協定	未記入	未記入	145.6
	条例等によるもの	条例・契約・協定等	10.8	13.3	30.7 (3.9)
小計			15,003.1	14,788.6	15,639.1
合計			15,553.9	15,447.2	16,827.8
緑地率			49.8%	49.5%	53.9%

注1) ()内の数字は他の項目と重複するので計上しない(自然公園と保安林区域は，地域森林計画対象民有林・国有林・県有林と重複，史跡・名勝・天然記念物等は都市公園・自然公園と重複)。

注2) 緑地協定区域は都市公園と一部重複，条例・契約・協定等は，地域森林計画対象民有林と一部重複する。

注3) 第1次計画策定当時の施設緑地，地域制緑地等の内訳が明確でないものもあり，単純な比較には注意を要する。

注4) 平成7年の民間施設緑地は，平成20年には公共施設緑地として計上している。

平成20年3月現在

出典：平成20年度宇都宮市緑の基本計画改定基礎調査報告書

(7) 都市公園

①整備状況

平成 21(2009)年 3 月現在の市内の都市公園箇所数は 898 箇所、総面積は 531.17ha で、市民一人当たりでは 10.44m²/人となっています。平成 19(2007)年には、宇都宮城址公園(3.7ha)、みずほの自然の森公園(23.7ha)等の大規模公園が開設し、一人当たり公園面積が増加しました。

市民の身近な生活空間において整備される公園として、街区公園と近隣公園がそれぞれ 780 箇所、23 箇所整備されています。

また、歴史・文化・自然環境などの地域資源を活用しながら、地域のレクリエーションなどの拠点として整備される規模の大きな公園として、地区公園、総合公園、運動公園があり、それぞれ 8 箇所、6 箇所、8 箇所整備されています。

都市公園（供用開始済み）の整備状況

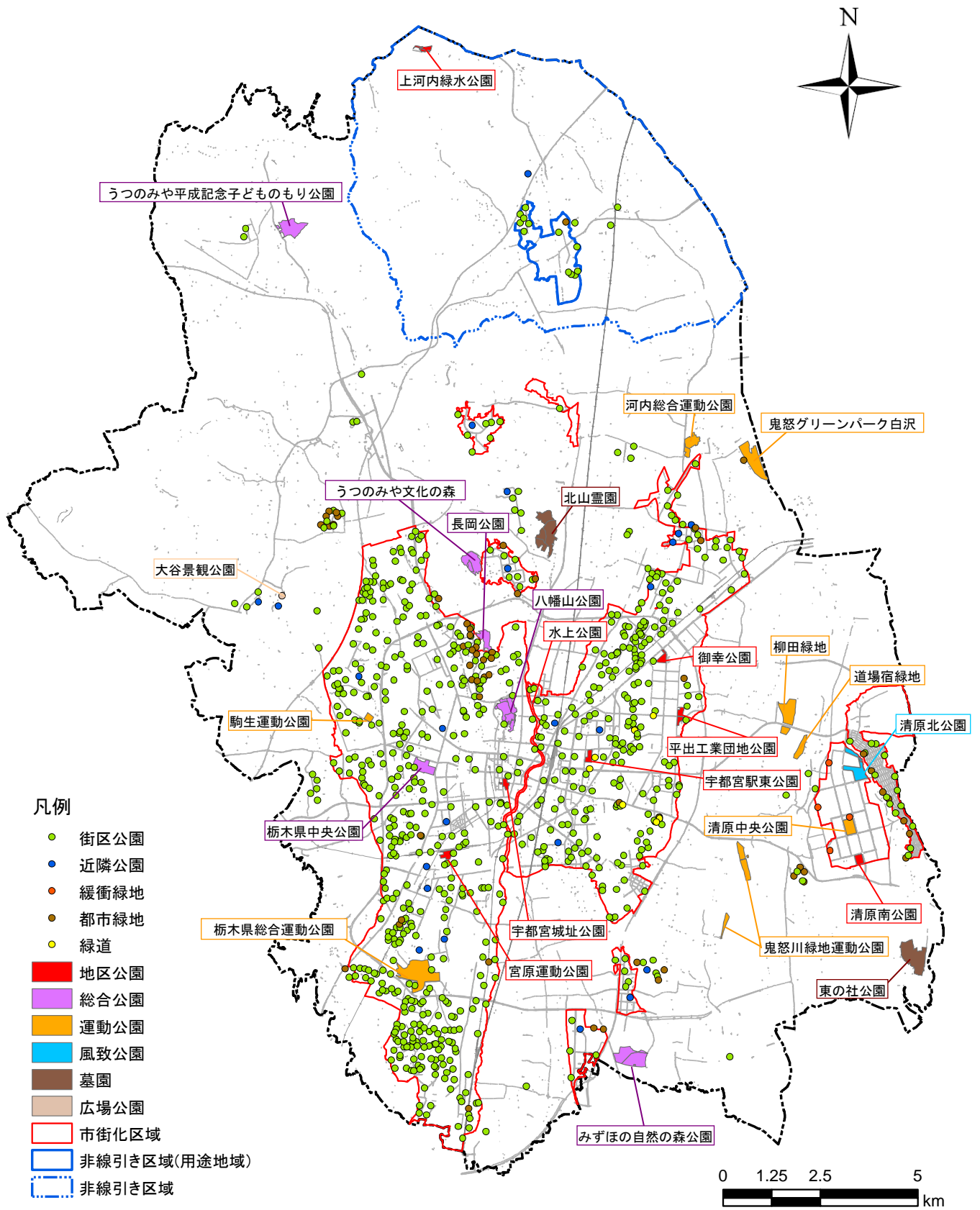
種別	公園数	総面積 (ha)	1人当たり公園面積 (m ²)	備考
街区公園	780	75.44	1.48	—
近隣公園	23	41.81	0.82	桜美、大谷、今宮、西川田、みずほの中央、明保野、中丸、陽南第 1、陽南第 2、錦中央、築下中央、豊郷台中央、ユッピーの森、釜井台団地中央、中岡本緑、奈坪台団地、奈坪台ゆうすい、立伏花立
地区公園	8	31.11	0.65	御幸公園、平出工業団地公園、水上公園、宇都宮駅東公園、清原南公園、宇都宮城址公園、宮原運動公園、上河内緑水公園
総合公園	6	104.70	2.06	うつのみや平成記念子どものもり公園、八幡山公園、みずほの自然の森公園、長岡公園、うつのみや文化の森、 県中央公園 (10.5ha)
運動公園	8	175.51	3.45	鬼怒川緑地運動公園、清原中央公園、道場宿緑地、柳田緑地、駒生運動公園、河内総合運動公園 県総合運動公園 (44.0ha)、鬼怒グリーンパーク白沢 (20.2ha)
風致公園	1	16.60	0.33	清原北公園
墓園	2	12.75	0.25	東の杜公園、北山霊園
緩衝緑地	4	29.99	0.59	清原工業団地 1 号緑地、清原工業団地 2 号緑地、清原工業団地 3 号緑地、清原工業団地中央緑地
都市緑地	56	39.17	0.77	平出工業団地緑地、城南 2 丁目緑地、宝木ニュータウン北～東～南緑地、宝木フラワーニュータウン北～南～西緑地、宝木フラワーニュータウン西緑地、戸祭グリーンヒル 1～4 号緑地、戸祭、みやのもり緑地、戸祭台 1～7 号緑地、茂原団地緑地、清原台 1～7 号緑地、イーストヒルズ北～西～東～南緑地、鶴田滝ノ原緑地、峰地蔵台北緑地、とよさとひばり緑地、陽向台 1～2 号緑地、とよさとこもれびの森緑地、とよさと野鳥の森緑地、東浦南緑地、東浦北緑地、桜づつみ園
緑道	9	1.59	0.03	越戸北緑地、駅東 1 号緑地、駅東 2 号緑地、雀の宮 4 丁目緑地、石井内野北緑地、石井内野西緑地、石井内野南緑地、越戸南緑地、峰地蔵台東緑地
広場公園	1	0.50	0.01	大谷景観公園
計	898	531.17	10.44	(県営-3公園, 74.7ha 含む)

平成 21 年 3 月現在

出典：平成 20 年度宇都宮市緑の基本計画改定基礎調査報告書

【用語解説】

「都市公園」とは都市計画区域に設置される公園または緑地で、住区基幹公園（身近で小規模な街区公園、住んでいる地域を代表する近隣公園や地区公園）や、都市基幹公園（総合公園、運動公園）、大規模公園（広域公園、レクリエーション都市）、国営公園などと様々な種類の公園があります。なお、緩衝緑地、緑道、墓園なども都市計画上の「都市施設（公園等）」として位置付けられています。



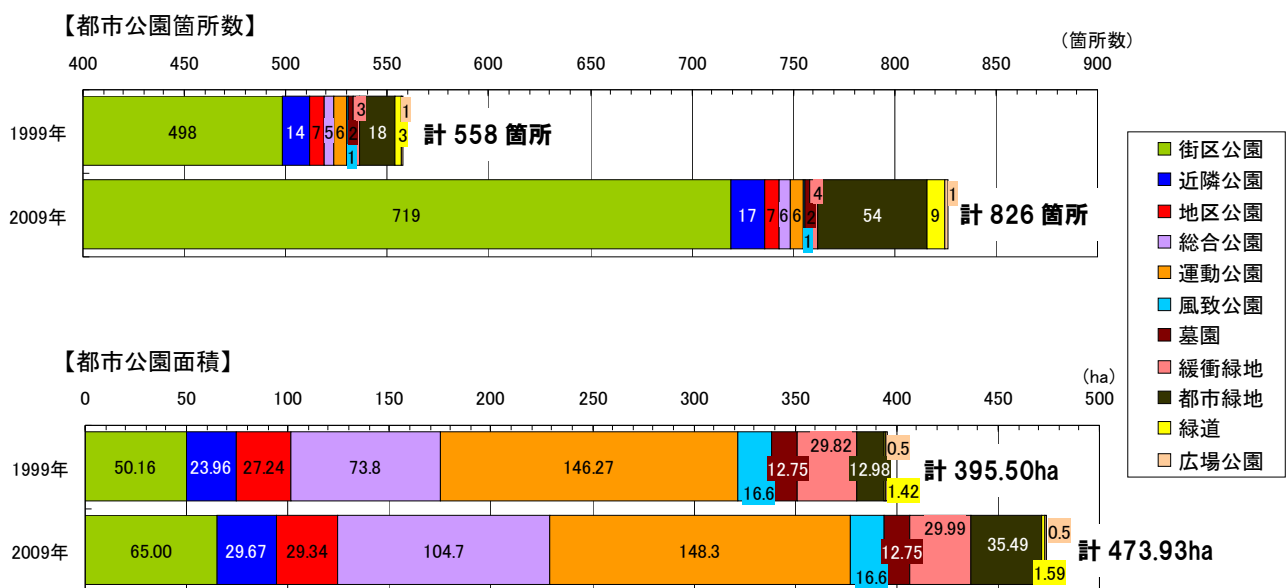
都市公園の位置図
 出典：平成20年度宇都宮市緑の基本計画改定基礎調査報告書

②都市公園の箇所数・面積の変遷

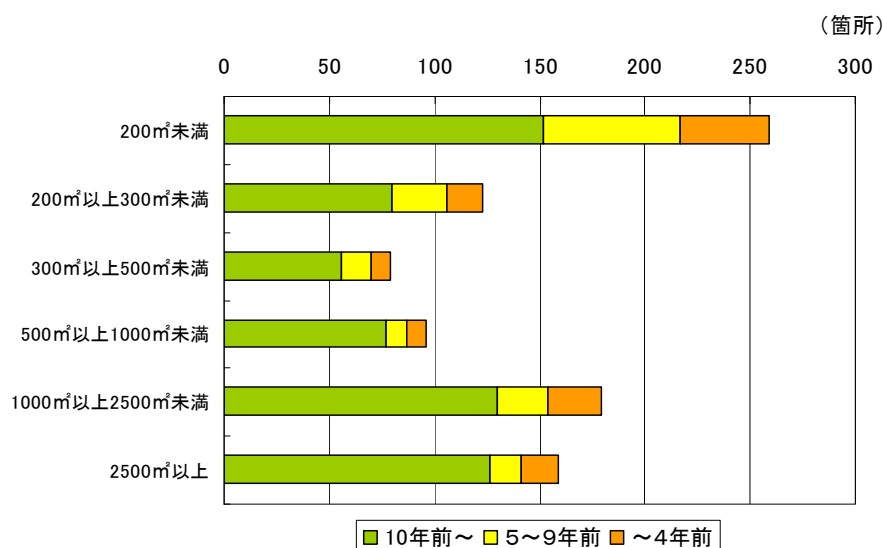
旧宇都宮市域（旧上河内町・旧河内町との合併前，31,216ha）において，平成 11（1999）年から平成 21（2009）年の都市公園の増減を比較すると，街区公園と都市緑地において箇所数の大幅な増加が見られます。面積では，都市緑地と総合公園で大きく増加しました。

ただし，街区公園は，230 箇所増加しているものの，総面積は 50.16ha から 65.00ha と，15ha 弱の増加に留まっています。これは近年 500 m²以下の小規模な公園が宅地開発に伴って多く整備されてきているためです。

平成 20（2008）年現在の市域における都市公園面積の合計は 531.17ha であり，旧上河内町・旧河内町との合併で市域面積が拡大したことに伴って，市内の都市公園面積は 57.24ha 増加しました。



旧宇都宮市域の都市公園の変遷
出典：平成 20 年度宇都宮市緑の基本計画改定基礎調査報告書

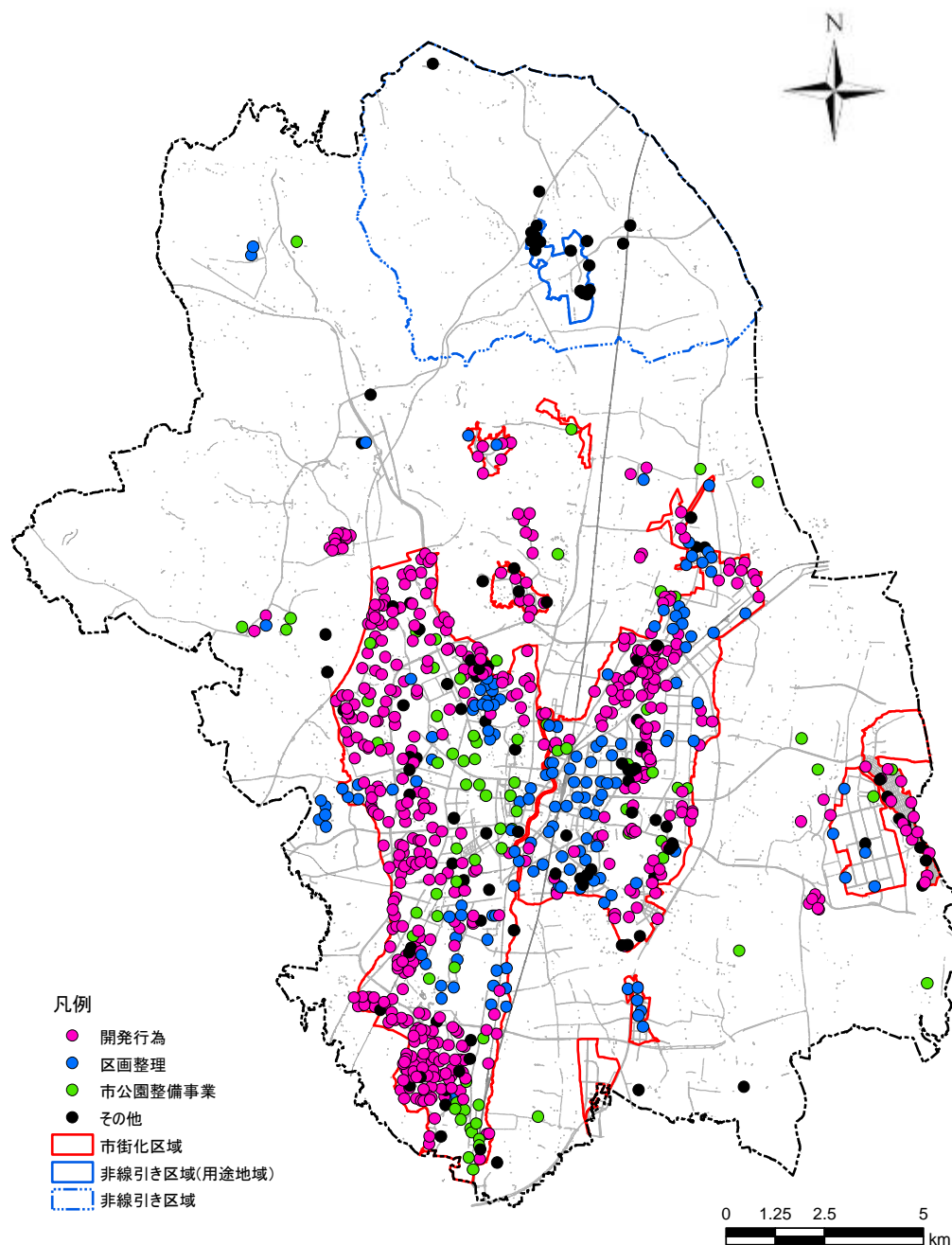


面積別公園の整備時期と箇所数 ※全ての都市公園
出典：宇都宮市公園台帳

③公園の整備理由と配置

公園の整備状況を理由別に見ると、民間事業者の宅地開発事業に伴うものが最も多く、特に市街化区域の縁辺部に集中的に整備されていることが特徴です。

土地区画整理事業に伴う公園は一人当たり 3.0 m²以上、かつ区域面積の 3.0%以上とする規定（土地区画整理法施行規則第9条）があるため、土地区画整理事業地区内では一定規模の公園の整備が進んでいます。

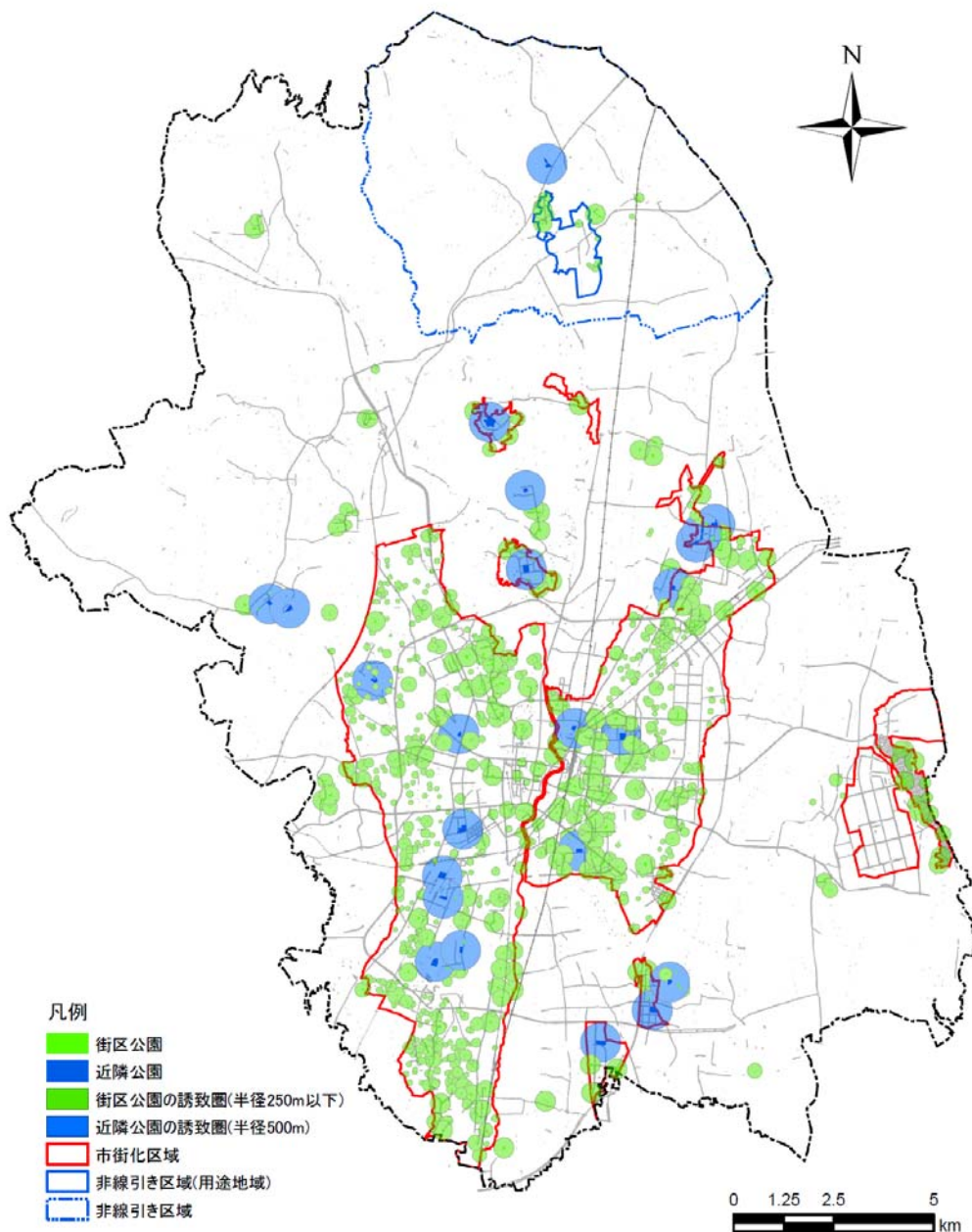


公園の整備理由と配置
出典：宇都宮市公園台帳

④身近な公園配置の充足度

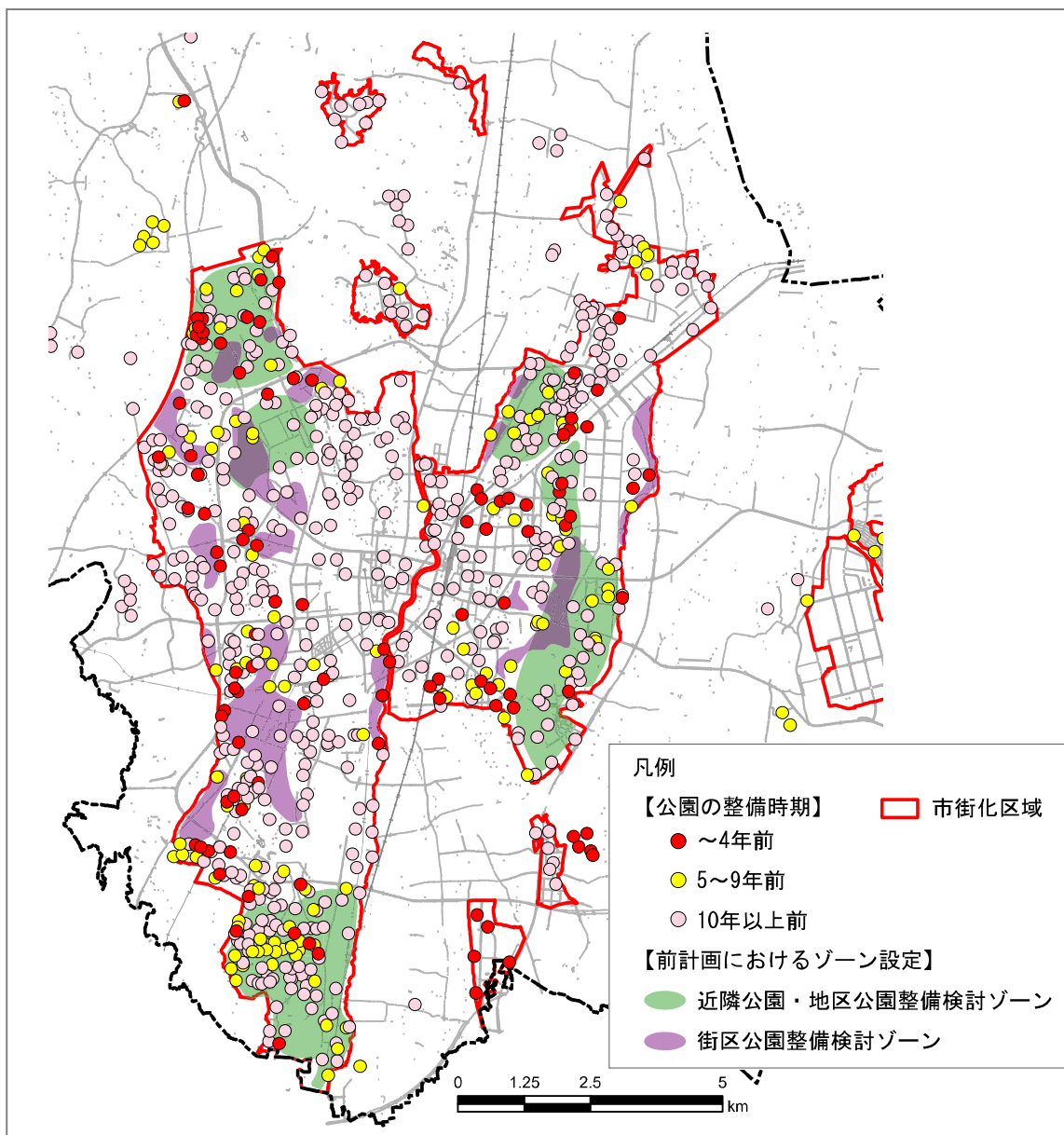
身近な公園（街区公園と近隣公園）の配置の充足度を測る誘致圏カバー率は、市域全域において11.5%、市街化区域で38.9%となっています。

第1次計画において設定していた身近な公園・緑地の配置方針と比較すると、必ずしも整備優先度の高い場所で公園の整備が進んでいないことがわかります。また、市街化区域縁辺部において整備が多く、中心部では少なかった傾向も見られます。一方で、既に公園の面積・箇所数が比較的充足している場所において、開発行為等に伴って公園が増える状況も見られるため、公園の充足度には地域差がある状況です。



身近な公園(街区公園および近隣公園)の誘致圏

出典：平成20年度宇都宮市緑の基本計画改定基礎調査報告書



第1次計画における身近な公園・緑地の配置方針との比較※街区公園・近隣公園のみ

誘致圏

誘致圏とは、公園の規模に応じて計算され、圏内の在住者がその公園の利用者として想定される範囲のことである。

誘致圏は都市公園の公園種別による誘致距離の標準とし、街区公園については街区公園標準面積 2,500 m²における公園面積 1 m²あたりの誘致圏面積を基に算定した。

街区公園の誘致距離 250m

街区公園の誘致圏面積

$$250 \times 250 \times 3.14 = 196,250 \text{ m}^2$$

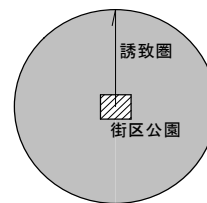
公園面積 1 m²あたりの誘致圏面積

$$196,250 \text{ m}^2 / 2,500 \text{ m}^2 = 78.5 \text{ m}^2$$

街区公園面積 A m²の誘致圏(半径 r(m))は

次により求めた。r(m) = $\sqrt{78.5 \times A / 3.14}$

ただし、r(m)の最大値は250mとした。



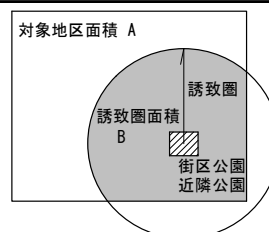
誘致圏カバー率

誘致圏カバー率は対象区域内における該当公園の誘致圏面積の比率である。

対象地区面積 A

誘致圏面積 B

$$\text{誘致圏カバー率} = B / A \times 100 (\%)$$



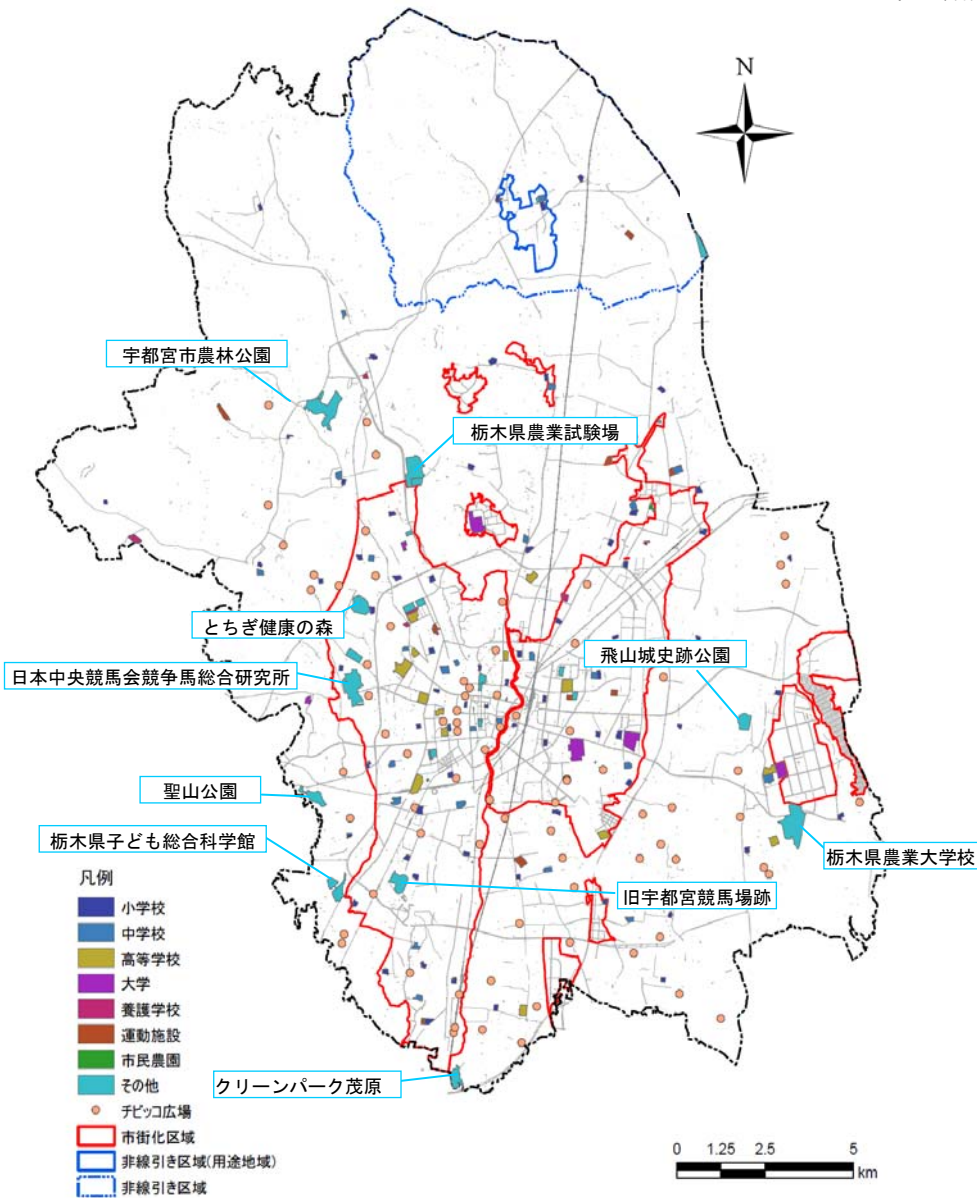
(8) その他の施設緑地

都市公園以外の施設緑地として、学校、運動施設、チビッコ広場や市民農園、市役所や文化センター、図書館などがあります。また、とちぎ健康の森（19.27ha）や宇都宮市農林公園（44.46ha）などは総合公園（標準面積 10～50ha の規模）程度の広い面積をもっています。

学校、運動施設等

種別		箇所数	面積計 (ha)
学校	小学校	68	136.40
	中学校	26	82.45
	高校	14	91.48
	大学	7	72.91
	養護学校	6	15.07
運動施設	体育館	3	7.29
	運動場	4	14.52
	サッカー場	1	2.77
	射撃場	1	5.89
チビッコ広場		79	4.55
市民農園		5	2.39
その他 (10ha 未満)		14	54.60
その他 (10ha 以上)		10	256.67

出典：宇都宮市緑の基本計画改定基礎調査報告書



その他の施設緑地の位置図

出典：平成 20 年度宇都宮市緑の基本計画改定基礎調査報告書

(9) 主な地域制緑地

① 風致地区

風致地区とは、宅地造成時や木竹の伐採時に緑地の保全、緑化などの規制を行い、都市の風致を維持するために指定された地区です。栃木県の条例で指定された八幡山の南地区と北地区（計 233ha）と、本市の条例に基づき指定した二荒山神社周辺の臼ヶ峰地区（3.30ha）の 2 箇所があります。

② 農用地区域

農用地区域とは、宇都宮農業振興地域整備計画（平成 21（2009）年）の中で定められた、10 年以上にわたり農業上の利用を確保すべき集団性、連たん性がある農地として指定した地域です。本市では、鬼怒川、田川、姿川等の河川沿いの平坦地を中心に広がっています。

③ 緑地環境保全地域

緑地環境保全地域とは、栃木県の自然環境の保全及び緑化に関する条例の規定に基づいて指定される地域のことです。本市では、羽黒山神社境内林とその周辺の樹林を対象とした羽黒山地域（30.06ha）、及び長岡百穴古墳の周辺の緑地からなる長岡緑地環境保全地域（3.85ha）が指定されています。

④ 保全契約緑地

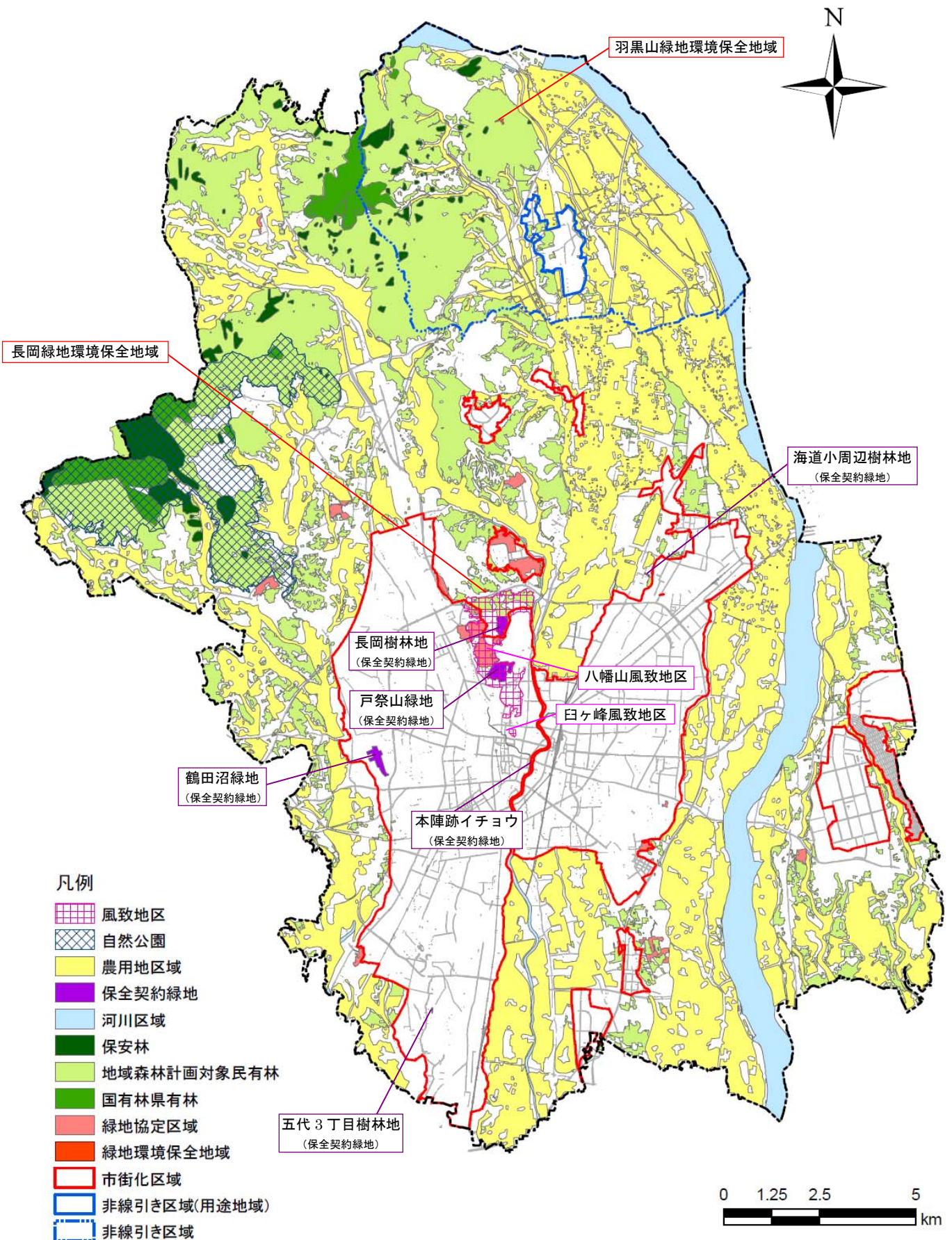
保全契約緑地とは、地域の憩いの場や優れた景観を構成しているような場所において、土地所有者との契約締結などにより、保全・管理を進めている民有の緑地のことです。保全契約緑地には、(財)グリーントラストうつのみやが、土地所有者と保全契約し、管理を行っている保全契約地と、地主から土地を買い取って管理する直営地、本市から管理を委託されている委託地があります。現在 5 箇所、面積 30.7ha が指定されています。

(財)グリーントラストうつつのみや保全契約緑地一覧 (面積は全て ha)

名称	特徴	保全 契約年	面積	保全 契約地	直営地	委託地
長岡樹林地	コナラ林や湿地がある起伏に富んだ樹林地。	1992～	10.56	10.06	0.50	0
大寛町のクヌギ	※2004年に保全契約解除	1992 ～2004	—	—	—	—
鶴田沼緑地	ハッチョウトンボの棲む鶴田沼周辺の雑木林。	1993～	8.43	0.33	0	8.10
本陣跡イチョウ	本陣跡にある由緒ある樹齢400年の大木のイチョウ。	1993～	0	0	0	0
海道小周辺樹林地	子どもたちの自然観察の場としての雑木林。	1995～	0.56	0.56	0	0
五代3丁目樹林地	住宅地の中に残されたコナラ・クヌギのある雑木林。	2000～	0.50	0.50	0	0
戸祭山緑地	起伏があり沼が点在し、トウキョウサンショウウオの生息地。	2006～	10.66	0	0	10.66
総面積			30.7	11.45	0.50	18.76

平成22年2月現在

出典：(財)グリーントラストうつつのみやホームページ



地域制緑地の位置図

出典：平成20年度宇都宮市緑の基本計画改定基礎調査報告書

(10) 緑のまちづくりに向けた取組状況

①公共空間での取組状況

【公共施設での取組】

みどりのカーテンとは、夏の強い日差しをさえぎり、葉からの水分蒸散作用により室内温度と周辺の気温の上昇を抑えるために、建物の壁面や軒下へネット等を設置して、アサガオやゴーヤなどの「つる性植物」を這わせて作る自然のカーテンのことです。

本市では、平成 20（2008）年から公共施設において取組を開始しました。地区市民センターや地域コミュニティセンター、生涯学習センター等の 47 箇所の公共施設に設置しています。



公共施設に設置したみどりのカーテン

【道路での取組】

街路樹は市街地の県道・市道を中心に、延べ 13.9km の道路に約 14,000 本植栽を行っており、潤いの感じられる道路景観を形成しています。しかし、維持管理にあたっては、信号機や標識などの見通しの確保のほか、樹木の落葉や野鳥の糞、樹木生育に係わる様々な制限があります。

平成 12（2000）年からは「樹木の里親制度」を実施しており、樹木の里親として市民や事業者が簡易な除草や美化などの愛護活動を行っています。平成 21（2009）年現在、日野町通り、中央通り、バンバ通り、いちょう通り、平成通りなど 14 箇所、総延長 11,505m の路線、577 本の街路樹に里親がいます。

中心市街地では、景観に潤いを与え、統一感のあるまちなみと四季を感じられるよう、街路灯にハンギングバスケットを設置し地元自治会や商店会が管理を行う「中心市街地緑化事業」を実施しています。今後は継続実施のための人材確保・情報の提供・支援が課題となっています。



沿道に設置したハンギングバスケットと、ボランティアによる寄せ植え作成作業の様子



樹木の里親による除草や美化活動の様子

【河川での取組】

河川では、親水機能の向上と多自然川づくりを目指し、御用川での遊歩道整備、越戸川での緑化ブロックによる整備を行っています。

また、田川のコスモスロードをはじめとして、市内の河川において平成 19（2007）年現在、44グループの河川愛護会が清掃や美化活動に取り組んでいます。愛護会の活動維持に向けて、新しい会員の確保、活動範囲や支援体制の見直しが必要となっています。



田川サイクリングロード

【公園での取組】

八幡山公園では、「樹木のオーナー制度」により平成 14（2002）年から3年間、園内で更新するソメイヨシノのオーナーを公募し、3ヵ年で165本を植樹しました。

また、平成 20（2008）年から、長岡最終処分場に樹林地を再生させる「もったいないの森 長岡」植林事業を始めています。本事業では、市民参加のイベント形式による植樹活動を行っており、「森づくり」を通じた「人づくり」（緑化意識の普及・啓発）につなげることを目的としています。



八幡山公園での植樹の様子と植栽されたソメイヨシノ



平成 21 年度 「もったいないの森 長岡」植樹祭の様子

②民有地における取組

【緑地協定】

市内の緑地協定は、昭和 57（1982）年の「戸祭台」を始めとして、現在は 21 区域、5,593 戸、計 145.58ha で結ばれ、植栽率や樹木の植栽方法、生垣設置、その維持管理などについて定めています。締結から年数が経過した区域の一部では、土地の転売や居住住民の高齢化や生活様式の変化が見られるため、これらに対応し、制度への理解を改めて得ながら、協定区域全体での緑化を維持していくことが必要となっています。



緑地協定の締結されている
中戸祭アメニティー7の様子

緑地協定区域一覧

団地名	戸数	許可年	協定面積 (ha)
戸祭台	500	昭和 57 年	10.85
南戸祭台	13	昭和 59 年	0.50
陽向台	36	昭和 60 年	0.93
戸祭グリーンヒル	348	昭和 62 年	8.60
ニュー富士見ローズタウン	350	平成元年	8.38
石井陽東ニュータウン	145	平成元年	4.02
戸祭第 2 グリーンヒル	223	平成 2 年	5.11
豊郷台	1,394	平成 6 年	30.50
U S K 戸祭第 3 グリーンヒル	203	平成 7 年	4.53
城西ニュータウン	445	平成 9 年	9.56
戸祭台その 2	55	平成 9 年	1.00
陽向台(東)	34	平成 9 年	0.73
篠井ニュータウン	309	平成 9 年	7.22
新里ニュータウン	321	平成 10 年	7.00
鐘山ニュータウン	244	平成 10 年	5.36
陽東ニュータウン	63	平成 10 年	1.22
中戸祭アメニティー 7	7	平成 11 年	0.18
グランディヒルズ上戸祭	43	平成 11 年	0.83
ウッドニュータウンみやのもり	180	平成 12 年	7.31
フラワーニュータウン三向宝木	98	平成 13 年	2.16
みずほの緑の郷	582	平成 20 年	29.61
計	5,593		145.58

出典：平成 20 年度宇都宮市緑の基本計画改定基礎調査報告書

【都市緑化基金による民有地の緑化】

都市緑化基金は、都市緑化の推進及び緑の保全に寄与するため、市街地の私有地の緑化事業を積極的かつ永続的にを行うことを目的に市が昭和 59（1984）年に設置したものです。市出捐金を基礎として、市民からの寄付により造成されており、その運用益を財源としています。

主な事業としては、「地域緑化用花苗配布事業」や、各種の「記念樹贈呈事業」などがあります。しかし、運用益の減少による事業の見直しにより、3つの事業が休止、1つの事業が廃止という状況となっています。



地域緑化用花苗配布による
住宅地の緑化の様子

都市緑化基金による、民有地緑化に関する事業一覧

名称	内容
地域緑化用花苗配布事業	自治会、子供会、老人会などが行う緑化事業に対する花苗・樹木などを配布している。
住宅新築記念樹贈呈事業	昭和 51（1976）年度から、本市内に住宅を新築もしくは購入した人を対象に、記念樹を 5 種から 2 本選んでもらい、贈呈している。
出生記念樹贈呈事業	平成 7（1995）年度から、出生で新たに本市民となった人を対象に、記念樹を 7 種から 1 本選んでもらい、贈呈している。
入学記念樹贈呈事業	平成 2（1990）年度から平成 17（2005）年度まで実施。
不要樹木のあっせん事業	昭和 62（1987）年度から、民有地における不要樹木を市が引き取り、希望する市民にあっせんしたが、平成 8（1996）年度以降、事業休止中。
樹木配布事業	昭和 62（1987）年度から、自治会などが行う緑化事業に対し、樹木を供与してきたが、平成 11（1999）年度以降、休止中。
市街地オープンスペース緑化事業	昭和 62（1987）年度から、商業地域・近隣商業地域の公道に面する緑化可能な民有空地を対象とし、樹木の植栽に対する援助を実施したが、平成 6（1994）年度以降、事業休止中。

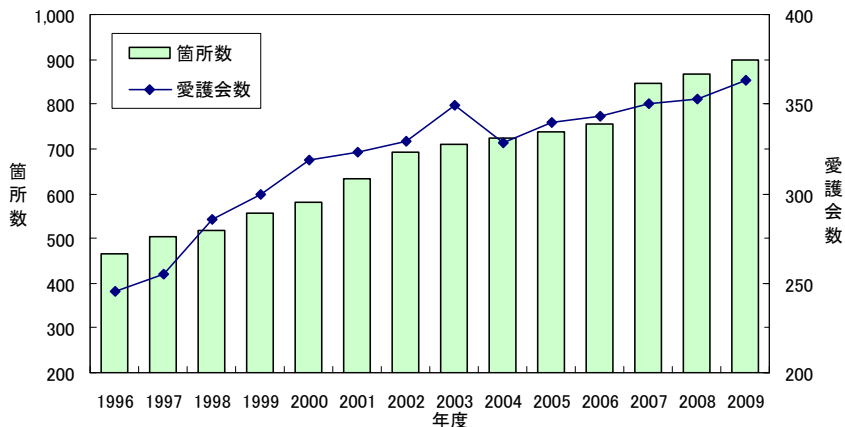
平成 22 年 2 月現在

③公園・緑地における、市民が中心となった活動

【公園愛護会】

地域住民による公園愛護会が、主に街区公園を始めとした都市公園で結成されており、現在 363 箇所除草活動を中心とした活動が行われています。

公園の増加とともに、愛護会数も増加してきましたが、近年は構成員の高齢化などが理由となり、会の設立と同程度の解散が発生しており、公園の新設数の増加に比べ、愛護会数の増加は鈍化しています。

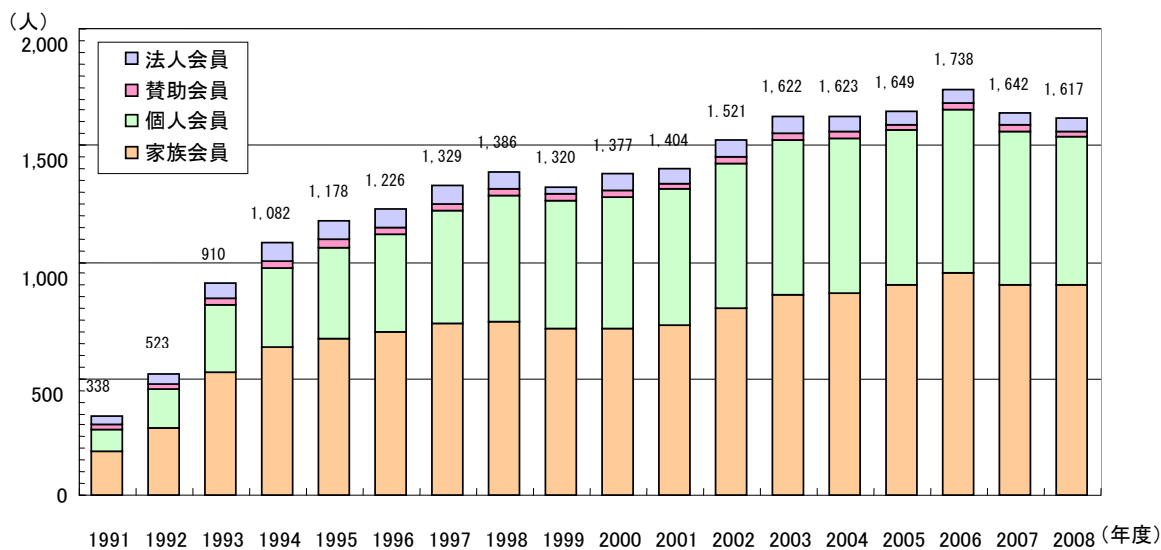


都市公園箇所数と公園愛護会数の変遷

【(財)グリーントラストうつのみや】

「(財)グリーントラストうつのみや」は、市民が身近にふれあい親しむことのできる良好な緑の環境を有する樹林地等を守り育てるための活動(グリーントラスト運動)を推進し、緑豊かで住みよいまちづくりに寄与することを目的として、平成 3 (1991) 年に設立されました。

現在、本陣跡のイチョウを除く 5 箇所の保全契約緑地において、5 つの市民ボランティア団体、約 150 名が、緑地の維持・管理活動が行われています(保全契約緑地詳細は p.38)。平成 12 (2000) 年からは、保全契約緑地を買い取るための募金を設置し、平成 18 (2006) 年に長岡樹林地の一部区画 0.5ha を取得しています。



(財)グリーントラストうつのみやの会員数の変遷

④普及啓発活動

【緑の相談所】

緑化事業の推進拠点として、平出工業団地公園内に「緑の相談所」を設置しており、緑化に関する図書・資料の常設、緑化相談、緑化講習会の開催や、緑化ボランティアの協力による花壇の植栽等を行っています。相談所は都市緑化植物園を併設しており、見本園も整備しています。

緑化相談件数は年間 1,600 件程度と高い利用度を保っており、緑化講習会の開催数、受講者数、ともに増加傾向にあります。現在、多くの利用者に対して質の高いサービスを提供していくために、施設の使いやすさの向上や、多くの緑化相談や緑化講習会を担っていくためのさらなる人材の確保が必要となっています。



緑の相談所と緑化講習会の様子（2008年） 出典：宇都宮市ホームページ

【緑化ボランティアの育成】

平成 13（2001）年度から、地域のボランティア活動を始めたい人や、花や緑など緑化活動に関心のある人を対象に、「緑化ボランティア養成講座」を開催しています。講座は年 5 回程度で、修了者には「緑化ボランティア認定証」を授与して、平成 21（2009）年までに 174 名が修了しています。現在、一部の緑化ボランティアにより、みずほの自然の森公園において花壇の管理等の活動が行われています。

【宇都宮市花と緑のまちづくり推進協議会】

宇都宮市花と緑のまちづくり推進協議会は、平成 12（2000）年の「全国都市緑化とちぎフェア」の開催を受け、平成 13（2001）年に結成されました。結成当時は、26 団体の会員でしたが、平成 21（2009）年度には、182 の団体・個人にまで増加し、活動も活性化しています。

本協議会では、「花と緑のフェスティバル」開催、花苗の配布、緑化活動へのボランティア派遣、自然体験活動のほか、会報誌「花ごころ」の定期発刊やホームページ、身近な緑化を紹介するブログによる情報発信も行われています。

現在、これらの継続的な実施にあたり、資金の確保が課題となっています。



「花と緑のフェスティバル」における鉢花配布
出典：宇都宮市花と緑のまちづくり推進協議会

2 緑に対する市民の意向

(1) 市民アンケート実施概要

本市の住民基本台帳から無作為に抽出した市民を対象に、郵送による配布、回収を用いてアンケート調査を行いました。

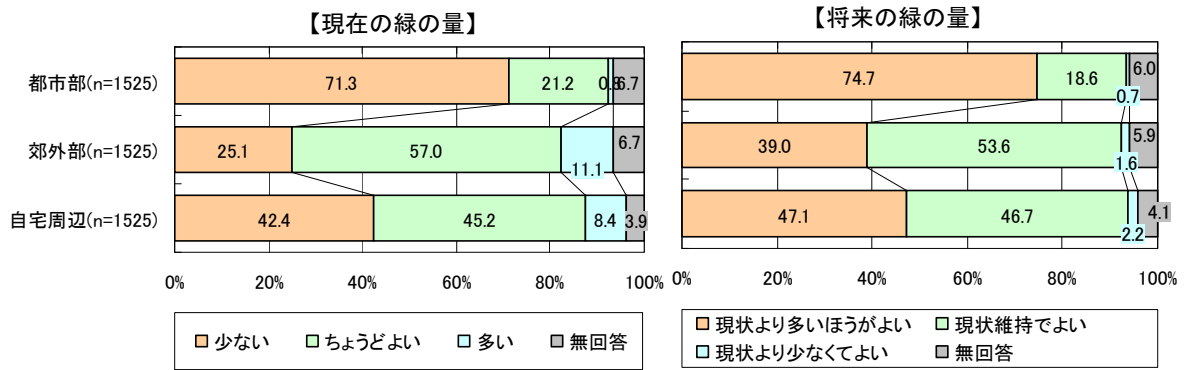
市民アンケート調査概要

調査項目等	内容
調査対象者	3,792 人
配布・回収	郵送
調査期間	平成 21 年 1 月 5 日～1 月 26 日
回収結果	有効回答数：1,525 (40.2%)

(2) 市民アンケート結果の概要

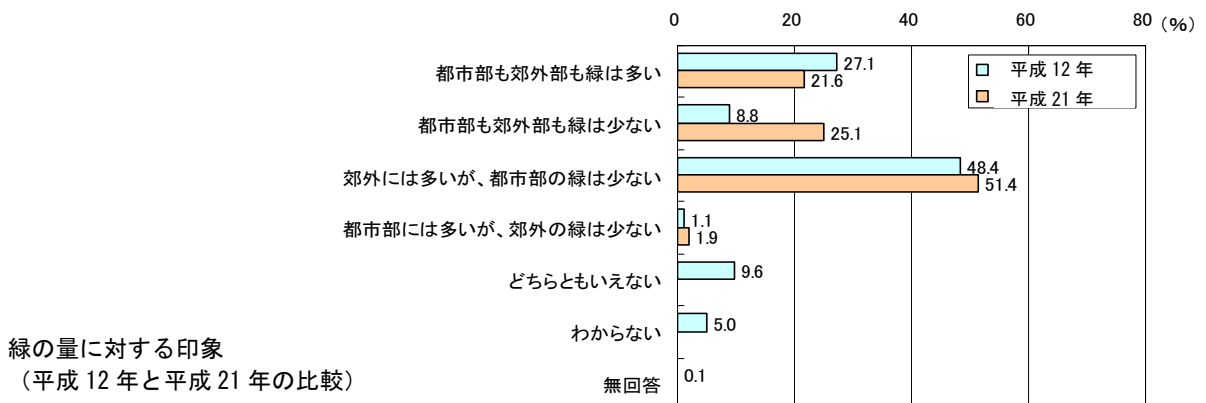
① 緑の量の印象

現在の緑の量が「少ない」と感じている割合が最も高いのは「都市部」で、70%以上となっています。反対に、都市部の緑が「多い」と感じている回答は、1%に満たない状況です。また、将来の緑の量についても、都市部において「現状より多いほうがよい」と考える割合が最も多くなっています。このことから、多くの市民が、都市部の緑が少ないと感じ、増やしていくべきであると感じていると考えられます。



緑の量に対する印象

平成 12 (2000) 年と比較すると、「郊外には多いが、都市部の緑は少ない」と感じる回答者が最も多いことが共通していますが、「都市部も郊外部も緑は少ない」と感じる回答者の割合が 8.8%から 25.1%と大幅に高まっています。都市部の緑の少なさに加え、郊外部についても緑の量が少ないと感じる市民が増えていると考えられます。

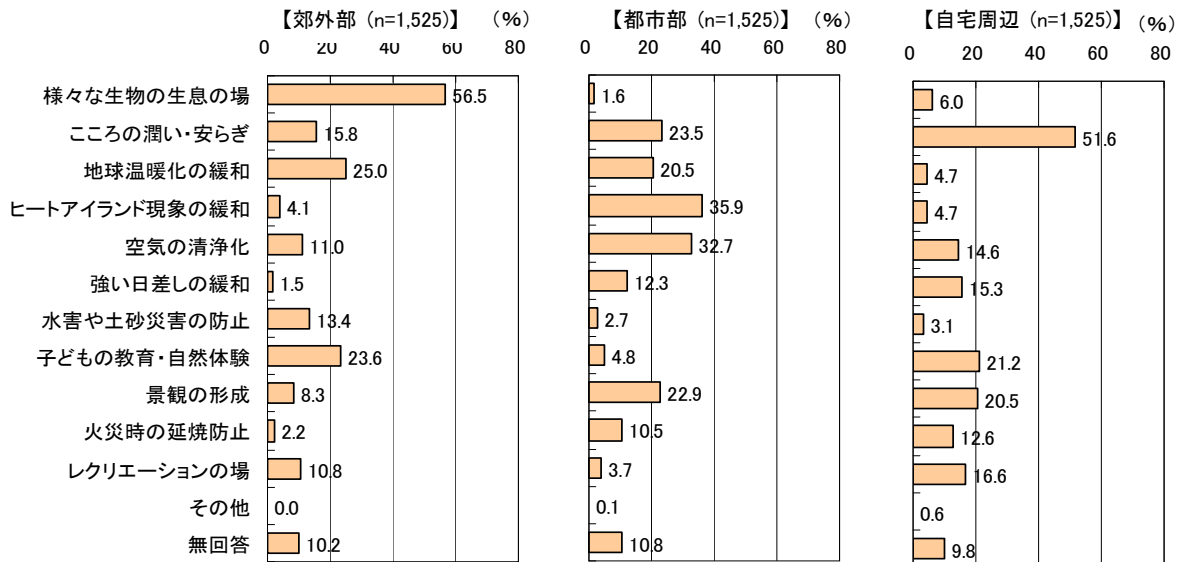


②緑に求める役割

郊外部の緑に求める役割として、最も多く選ばれたのは「様々な生物の生息の場」で、5割以上の回答がありました。このことから、「生物多様性の保全」につながるような役割の発揮が求められていることがわかります。

都市部の緑に求める役割では、「ヒートアイランド現象の緩和」(36%)、「空気の清浄化」(33%)が1, 2位となっています。都市化が進み、便利な生活を享受できる環境が形成されてきた一方で、都市特有の環境問題を解決していくことが求められていることがうかがえます。

自宅周辺における緑では、「こころの潤い・安らぎ」を求める割合が52%と最も高くなりました。庭やベランダ、街路沿い等における緑が潤いや彩りを与え、安らぎを感じる市民が多いと考えられます。

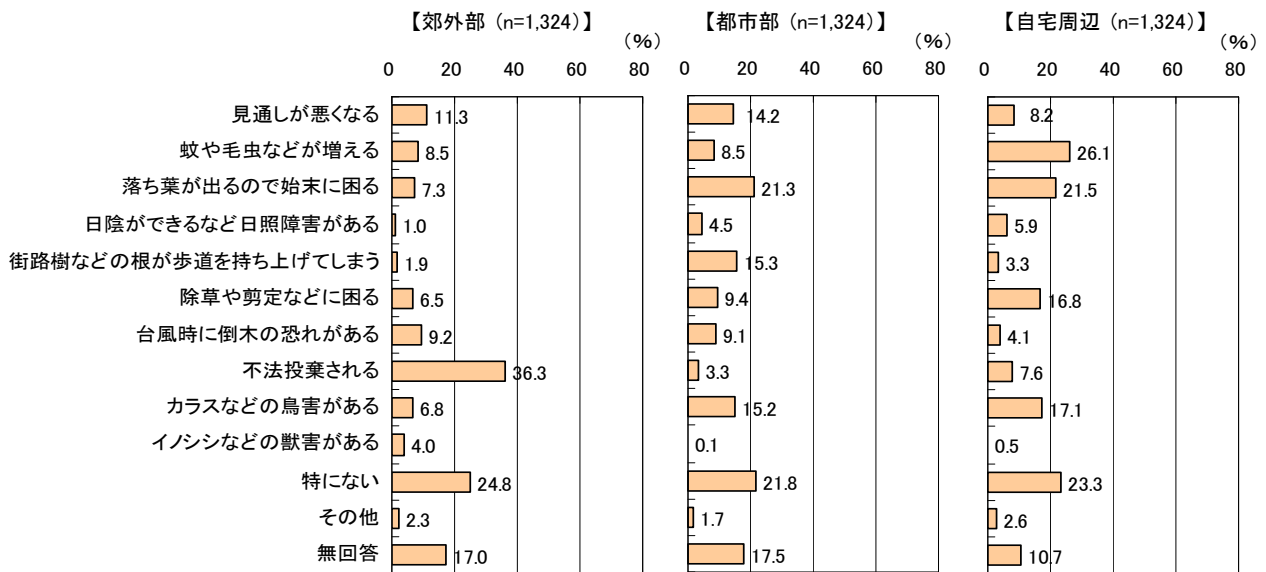


郊外部・都市部・自宅周辺に求める緑の役割

③ 緑に対する問題点・困っている点

緑に対する問題点・困っている点では、郊外部では「不法投棄される」を36%の回答者が選択しました。郊外部には規模の大きな山地・樹林地等の緑が多く、日常的に所有者などの目に届かない場所も多いことから、この問題が多く発生していることがうかがえます。

自宅周辺について、多く選ばれたのは「蚊や毛虫などが増える」(26%)、「落ち葉が出るので始末に困る」(22%)でした。落ち葉の問題は、都市部における多く回答のあった問題点でもあります。身近な緑の維持管理等に負担を感じている市民が多くいることがうかがえます。

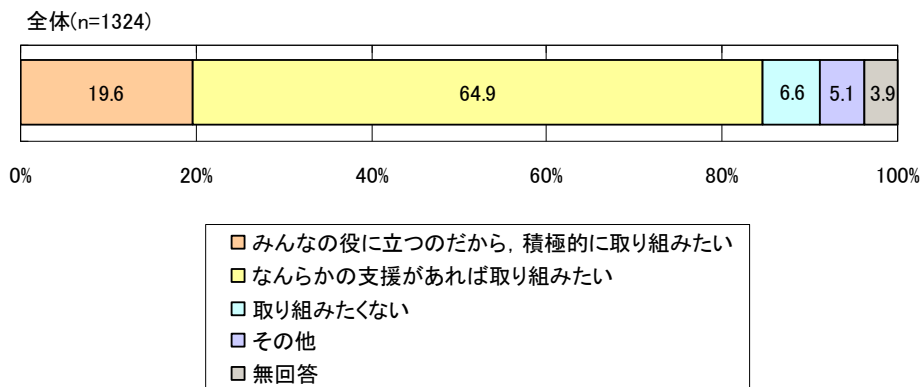


郊外部・都市部・自宅周辺の緑の問題点など

④ 私有地の緑の保全・緑化に対する意向

今後、私有地の緑の保全や緑化のために、所有地の土地利用の制限や緑化の義務付けを行うことに対して、20%の回答者が「積極的に取り組みたい」と考えており、65%が「なんらかの支援があれば取り組みたい」と考えていました。

これらの2項目を合計すると、8割以上の回答者が取組に対する協力的な意向をもっていることがわかります。

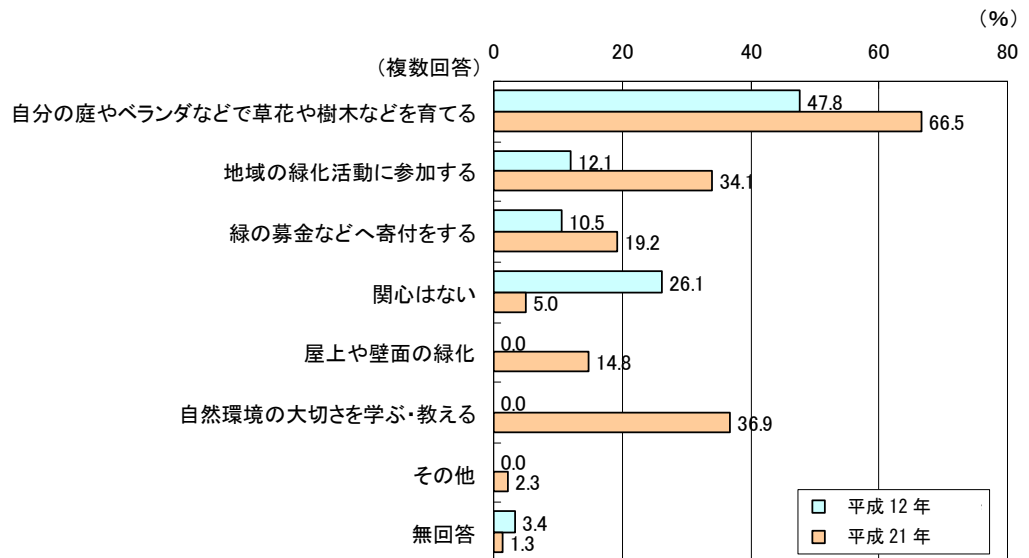


自分の所有地が緑に関する施策の対象となった場合

⑤緑のまちづくりで取り組んでみたいこと

平成 12（2000）年と比較すると、取組に関するどの項目（「関心はない」を除く）も回答の割合が増えており、緑のまちづくりに参加したいと考えている市民が増加してきていることがうかがえます。

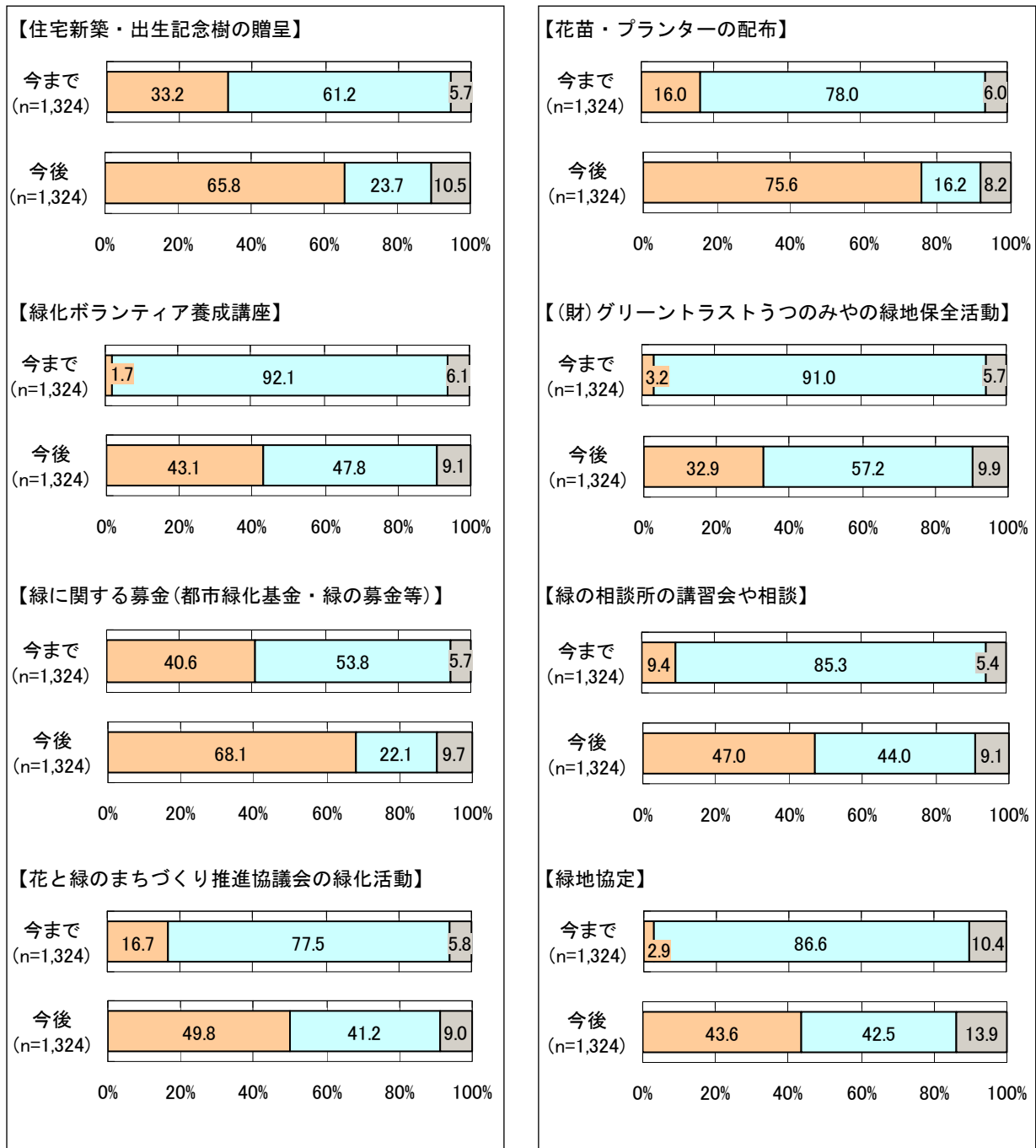
「自分の庭やベランダなどで草花や樹木などを育てる」と回答した割合が最も多く、これは平成 12（2000）年と同様の結果となっています。身近な場所において、比較的簡単に始められることから取り組んでみたいと考える市民が多いと考えられます。



緑のまちづくりで取り組んでみたいこと（平成 12 年と平成 21 年の比較）

⑥緑化の取組のこれまでの利用経験と、今後の利用意思

本市において実施している緑化の取組についてのこれまでの利用経験と今後の利用意思については、「今まで参加や利用したことがある」と回答した割合よりも「今後参加・利用してみたい」と回答した割合が高くなっています。「これまで、これらの取組を知らなかった、アンケートを通してこれらの取組について知り、利用してみたい」と考える回答者もいると考えられます。



「今まで（利用経験）」の凡例

- 参加・利用したことがある
- 参加・利用したことがない
- 無回答

「今後（利用意思）」の凡例

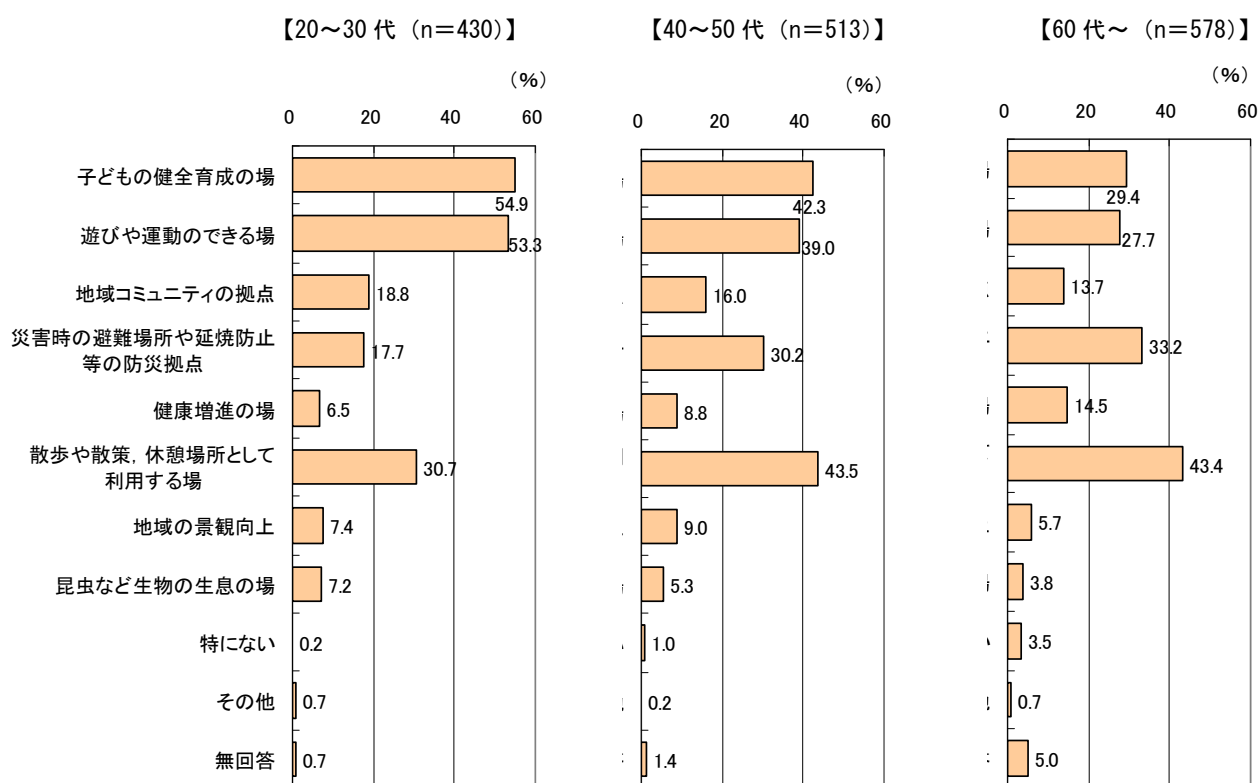
- 機会があれば参加・利用したい
- 参加・利用する気はない
- 無回答

緑化の取組に対する利用経験・今後の利用意思

⑦地域の公園に求める役割

地域の公園に求める役割は、回答者の年代によって傾向が異なります。20～30代においては「子どもの健全育成の場」(55%)、「遊びや運動のできる場」(53%)が多く選ばれています。一方、40～50代ではそれら2項目よりも「散歩や散策、休憩場所として利用する場」と回答した割合のほうが高くなっていました。60代以上ではその差がさらに大きくなっています。

このように年代間での意向に異なった傾向が見られることから、公園利用者の年齢層にあった公園、あるいはどんな年代の方でも楽しく利用できる公園があることが望ましいと考えられます。



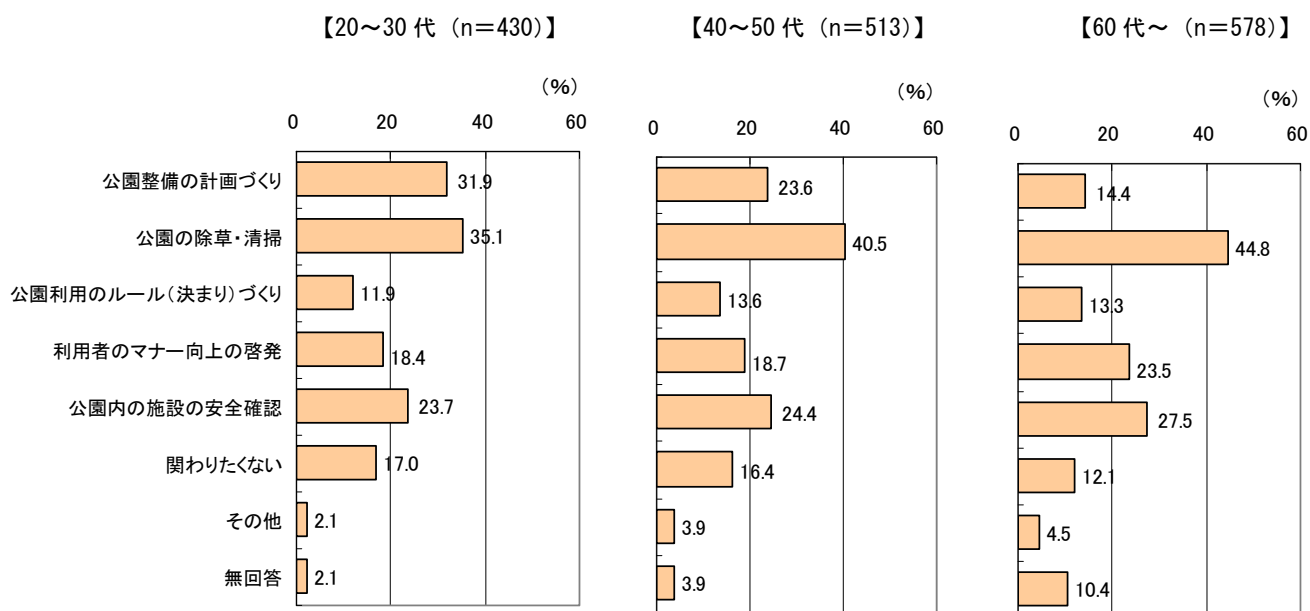
地域の公園に求める役割

⑧公園づくり, 管理・運営に対する関心

「公園づくりや管理・運営に対してどのようなこと関わってみたいか」という問いに対して、最も回答が多かったのは「公園の除草・清掃」でした。年代別に見て特徴的なのは、20～30代において、「公園整備の計画づくり」に関わってみたいと考える割合が32%と、他の年代と比較して高くなっていることです。若い年代において、自分の意見を発言し、まちづくりに活かしていきたいという意欲が高いことがうかがえます。

40～50代、60代以上では、「公園の除草・清掃」に対する回答が最も高くなりました。日常的な維持管理に関わりたいと考える人たちが多い傾向が見えます。

また、どの年代においても「公園内の施設の安全確認」が多く選ばれました(20～30代：3位、40～50代：2位、60代以上：2位)。年代に関係なく、安全性に対する意識は高く、重視していることがうかがえます。



世代別にみた 関わってみたい公園づくり

3 総合的な課題の整理

市民、事業者、行政がそれぞれの役割に応じ、緑地の保全、公園・緑地の整備、都市の緑化、緑の普及・啓発を進め、人と緑が調和するまちを実現するために、緑の現況分析及び市民の意識から、総合的に課題を整理しました。

(1) 広がりのある緑・水を将来に渡って守っていくことが必要 (緑地保全)

◆北西部など、郊外部のまとまった緑、鬼怒川等の大規模河川について

北西部から連なるまとまりのある山地・丘陵地などの郊外部の緑は、法令などに基づいて保全を進めており、緑被面積についても大きな減少は見られません。

これらの緑は多様な生物の生息地となって生物多様性の保全に貢献するほか、地球温暖化防止に向けたCO₂の吸収源にもなり、低炭素都市づくりの推進に向けた要にもなります。生物多様性の保全やCO₂吸収等の機能は、市民にとっても重要視している緑の役割となっていました。

このため、これらの緑を、市内を縦断する鬼怒川・田川・姿川とともに本市の緑と水の骨格として守っていくことが必要です。

◆農地の緑について

市域全域における緑被面積において、最も大きな割合を占めているのは農地です。また、過去10年で最も減少の割合が大きかったのも農地でした。農地は食の供給源となるとともに、生物多様性の保全や水源涵養など、様々な多面的機能をもっています。また、市民にとっても郷土を感じさせる景観を形成している農地を守っていくことが必要です。

◆市街地近郊の緑について

全体としては量的に維持のできている郊外部の緑ですが、市街化区域縁辺部では宅地開発に伴って都市公園が整備されている一方で、既存の緑が失われています。このような地域においては、無秩序な市街地の拡大を抑制するとともに、緑と調和したまちが形成されていくよう、市街地近郊に残る樹林地等に永続性（担保性）を持たせていくことが必要です。

(2) 多様な市民ニーズに応えることのできる緑の拠点を充実させることが必要 (緑の拠点の整備)

◆これからの公園の役割について

市内の公園整備は鈍化しており、10年以上前に整備された公園が多くを占めています。国においても、ストック型社会への移行を重視しており、今後は既存の公園をどのようにして魅力を維持し、長く活用していくかという課題に対応していく必要があります。

また、市民が公園に求める役割は「散歩や散策、休憩場所としての利用」を始め、多岐に渡っています。さらに、市街地にも多く整備されてきた公園は、都市内の貴重なオープンスペースとして、また都市防災や生物多様性の保全の場としても機能します。今後も多様な市民ニーズに対応しながら、公園の質を充実させていくとともに、そのための適切な維持管理の視点が重要となっています。

◆公園の適正配置について

現在、市内には 898 箇所の都市公園が存在していますが、それら公園・緑地の配置には偏りがあり、充足度には地域差が見られます。近年は小規模な街区公園が数多くできていますが、これらの多くは開発に伴って整備されたものであり、整備地域や規模をコントロールすることは難しくなっています。

市民の身近な場所に、レクリエーションや憩いの場が平等にある状態を目指すために、公園の適正配置に向けた効果的な対策が必要となっています。

◆都市公園以外の緑の拠点創出について

公園の整備状況を見てみると、大規模な都市公園の整備は数箇所に留まっているものの、市民が憩い、集い、様々なレクリエーションを行えることのできる空間は公園以外にも多く存在しています。例えば、鶴田沼緑地や戸祭山緑地などの保全契約緑地は散策などを通して自然にふれあうことのできる貴重な空間として活用されています。

このような都市公園以外の緑地を、レクリエーション等の新たな市民の活動の場所として大いに活用していく視点が今後重要となってきています。

(3) 身近な緑を守り、育てていくことが必要 (都市緑化の推進)

◆市街化区域内の緑化について

市街化区域内の緑被面積は減少の傾向が続いています。市民意識調査においても、「都市部」の緑が少ないと感じる市民の割合は「郊外部」や「自宅周辺」と比較して高くなっていました。

今後、さらに発展を遂げていく市街化区域内において、快適な都市環境を維持・形成していくためにも今後重点的に緑化を進めることが必要です。

◆中心市街地など、まちの中心における緑化について

本市の顔である中心市街地は、都市的機能が集積する拠点であるため、民有地緑化などの新たな制度の導入も含め、さまざまな取組を行うことで、高次な都市機能と快適な都市環境が調和した空間となるよう、緑の創出を図っていく必要があります。

また、都市の各拠点や地域においては、その特性や周辺環境に応じた機能の向上を図るため、緑による快適な都市環境や潤いある住環境の形成を図っていく必要があります。

こうした取組を通して、緑による都市の風格づくりや良好な景観づくりにも貢献していくことが求められます。

◆公共施設の緑化について

学校敷地内の樹木やビオトープ、道路沿いの街路樹など、公共施設における緑化がこれまでも進められてきました。これらの緑は、シンボルロードにおけるトチノキの並木のように、街の特徴となるような景観づくりにも役立ちます。また、みどりのカーテンの試験的な実施や、地域住民との協働によるハンギングバスケットの設置などの実施により、緑化推進に向けたモデル的な存在にもなります。

一方で、市民意向では緑における落ち葉や虫などの問題を感じているという声も聞かれます。これらの問題を解決しながら、より一層の緑化を進めていく必要があります。

◆民有地の緑化について

住宅地においては、これまで緑地協定や地区計画など、土地所有者間の自発的な取り決めによって緑豊かな街並みを数多く形成しています。市民意向においても、自分の所有地が緑に関する施策の対象となった場合には「支援があれば取り組みたい」と考える割合が最も多くなっています。

民有地の緑化では、特に市民や事業者等、多様な主体の協力が不可欠です。市民の身の回りにおいて、緑豊かな環境が形成され、緑をいつくしむ気持ちを育てていくためにも、協働により効果的な緑の創出につなげていくことが必要です。

(4)「緑のネットワーク形成」を重視することが必要 (緑のネットワーク形成)

◆緑の多様な機能のさらなる発揮に向けた「緑のネットワーク形成」の視点について

緑は多様な機能を保有していますが、これらは「緑のネットワーク形成」を進めることによってさらに機能が発揮されます。緑のネットワークは、第三次生物多様性戦略や社会資本整備重点計画でも言及・重視されている概念です。現在は、市内各地において緑の保全・創出が進められてきていますが、特に緑の保全・創出が可能なスペースが限られた市街化区域内等において、効果的に緑の機能をさらに発揮させていくためには、今後は「緑のネットワーク形成」を意識した取組を進めていくことが必要です。

◆市街地の環境保全につながる緑と水について

市民が緑に求める役割として、最も多かったのはヒートアイランド現象緩和等の「生活環境の保全」でした。北西部山地から市中心部に向かって、長岡、戸祭山、八幡山公園、二荒山神社の緑が連なっています。これらの緑は、市街地を縦断する田川と相まって風の道の形成にもつながり、都市環境の改善に効果があると考えられます。市民が求める緑の機能のさらなる発揮にもつながるよう、市街地に残されたまとまりのある緑と水を、守り、つなげていくことが必要です。

(5) 緑のまちづくりを進めるための「人づくり」が必要 (緑の普及・啓発)

◆「緑の質」向上のための担い手の確保と人材育成について

これまで、市内においては公園愛護会や(財)グリーントラストうつのみや等により、市民協働の緑のまちづくりが展開されてきました。

公園の整備や街路樹の植栽など、新たな緑の創出が今後も続いていく中、それらの緑が適切に維持管理された「質の高い」状態を保つために、維持管理の担い手を確保していかなくてはなりません。維持管理の担い手確保にもつながる「市民、事業者、行政等の協働」の視点が重要であり、今後さらに強化していくことが必要です。

◆緑のまちづくりに関する普及啓発について

市民意識調査では、行政が用意している各種緑化に関する取組を利用したことがある割合は決して高くありませんでした。

一方で、「今後機会があれば参加、利用したい」と考える割合はそれに比べて高くなっています。このような潜在的な取組への参加意思を持つ市民等に対して、参加のきっかけづくりを進めるためにも、情報・機会の提供等、普及啓発に力を入れ、市民と共に取り組む緑のまちづくりの推進につなげていくことが必要です。

◆多くの市民が参加することのできる仕組みづくりについて

緑や公園に係わる市民組織としては公園愛護会や、(財)グリーントラストうつのみや等があり、このような既存団体・組織は、公園・緑地管理の担い手として重要な役割を果たしてきました。今後もこれらの活動を維持・活性化していくためにも、活動へのサポートを充実させていくとともに、さらに多くの市民ができる環境づくりが必要です。

◆子どもの頃からの緑に対する意識醸成について

市民の緑に対する愛着心育成のために、子どもの頃からの教育を通して、公園利用に関するマナーアップや緑にふれあう機会の充実等を進め、愛着心育成の機会を増やしていくことが必要です。